

第184回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和5年11月14日 午後5時から

会場 市役所2階 国立市議会委員会室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 岡本 翠  
委員 中川 律 委員 中村 英示  
事務局 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛  
文書法制課文書法制係主査 高下 由合  
説明者 市民課長 毛利 岳人 市民課市民係長 斉藤 真実  
防災安全課長 関 知介 防災安全課防災・消防係長 白石 明夏

【石居委員長】 それでは、皆さん、おそろいになられましたので、第184回の国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。しばらく御無沙汰いたしました。またよろしくお願ひいたします。

では、初めに事務局からお願ひいたします。

【事務局】 本日はお忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局に人事異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。去る4月1日及び5月1日付で、事務局の職員に異動がありました。前任者、田口が課長補佐に昇進しまして矢川児童館へ、後任に、5月1日から公民館から主査の高下由合が参りましたので、御紹介いたします。

【事務局】 高下と申します。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 以上でございます。

【石居委員長】 よろしくお願ひいたします。

では、続きまして、資料の確認をお願ひいたします。

【事務局】 (資料確認)

【石居委員長】 よろしいでしょうか。

【事務局】 よろしくお願ひいたします。

【石居委員長】 では、大丈夫かと思っておりますので、早速、議事に移りたいと思います。

今後、報告事項で中身が構成されることとなりますが、報告事項の1で、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況についてということで、御担当者の方、お願ひいたします。

では、自己紹介の上で御説明のほう、お願ひいたします。

【市民課長】 (自己紹介)

【石居委員長】 よろしくお願ひいたします。

では、御説明をよろしくお願ひいたします。

【市民課長】 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況についてということで、当審議会には、毎年、定例的に御報告をさせていただいている事項でございます。

こちらが、昨年度、令和4年の8月3日の第174回の当審議会に諮問をさせていただきました、頂いた答申を基に配付させていただいております資料、No. 1のうち、資料No. が入り組んでしまっていて分かりにくくて申し訳ないんですが、そのNo. 1のうちの資料2という条例改正の資料がございますが、こちらが、横長のものが改正の概要でございます。そちらと、それをめくっていただくと改正後の条例が出てまいります。字が細くて恐縮でございますが、こちらの新条例の15条です。裏側になりますが、運用状況の報告という条文がございます。市長は、住民基本台帳ネットワークの運用状況について、毎年1回、国立市情報公開条例15条第1項に規定する国立情報公開及び個人情報保護審議会、当審議会でございます。に報告するとともに、市民に公表しなければならないという規定がございますので、そちらに基づいての状況の報告ということをさせていただく場となっております。よろしくお願いいたします。

前後してしまって申し訳ないんですが、資料2というのが、横長のものが条例改正の概要と、今、お読みした条文が改正後の条例全部になりますが、こちらについては、昨年度、こちらの審議会のほうから頂きました答申に基づいて、それを全て反映させた形で改正をしておりますので、そのとおりになっているというところで見いただければよろしいかと思えます。

戻りまして、資料1でございます。住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況についてということで、数字、並べてございますが、最初に個人番号カードの発行割合と推移ということで、平成29年度から直近、令和5年3月31日時点まで、個人番号カード、マイナンバーカードの発行枚数、それから、交付率について推移を示してございます。

直近ですと、この表では4月1日時点、3月31日時点では、交付率では61%の交付を見ているというところがございます。

それから、(2) 住民票の写しの広域交付の件数でございます。こちらが、左方が令和4年度、括弧しております右方が令和3年度ということで推移が分かるように示してございます。令和4年度については、よその地域にお住まいの方が、国立市の窓口、この市役所の窓口で請求をいただいた件数が39件。逆に、国立市でお住まいの方がよその市役所、区役所で御請求いただいた件数というのが169件ございました。このように、国立市で住んでいらっしゃる方がよその市で御請求いただく件数のほうが多いという傾向というのは、もうこれ、ずっと変わらないというところかなというふうに数字が出ております。

それから、(3) 転入届の特例に関する件数でございます。これも同じように、左方が令和4年度、右方、括弧の中に示しておりますのが令和3年度の件数でございます。こちらも、若干、令和3年度から4年度に比べて増えているように思いますが、こちらも、国立市からよそへの転出でこの特例制度を使われる方よりも、よそから国立市へいらっしゃる場合に特例制度を使われる方が多いという傾向も、これもずっと変わらない傾向かなというふうに見てございます。

以上が、定例的に報告させていただいている住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況についてとなります。

それで、一番上の(1)の個人番号カード、マイナンバーカードの発行割合推移というところでも報告をさせていただきましたが、今年度、新しく一番最後の資料、資料3として、ちょっと横長の数字ばかりがたくさん並んでしまって非常に見にくくて申し訳ないんですけれども、こちらが、コンビニ交付と、それから、マイナンバーカードの交付実績についての資料でございます。

こちらが、1ページ目でございますと、一番上の太い四角で囲った細長、横長のものがコンビニ交

付の月ごとの交付枚数と件数でございます。コンビニ交付、国立市では住民票、印鑑証明、税証明、課税証明、非課税証明です。それから、戸籍証明について取扱いをしております。そちらについて、月ごとにそれぞれ集計をしております。最新ですと、今、11月ですので、10月末までの集計が整っております、1万2,900枚ほどが交付をされているということでございます。

その下、もっと数字がちょっと小さくなってしまっていますが、そちらがマイナンバーカードの交付枚数の表になってございます。

1枚おめくりいただきますと、それ以降はコンビニ交付の年度ごとの集計になります。コンビニ交付につきましては、こちらが平成29年の2月27日から稼働を始めまして、年々、交付枚数は増えております。この一、二年で、倍々というところまではいきませんが、それに近いぐらいの伸び率を示しております。一番直近のものが1枚目の今申し上げた令和5年度の数字でございしますが、年度がまとまったのが3枚目の一番下の令和4年度でございしますが、令和4年度1年間で1万6,322枚の交付が出ております。

それから、ちょっとこれも申し訳ないところなんです、令和4年度のコンビニ交付の下に、マイナンバーカードの一番直近の数字が、書き切れなくなってしまっていてここにはみ出ております。2023年、今年の5月以降の交付率、交付枚数なんかはこちらに出ております。

先ほどの資料1のほうでも率については触れたんですけども、ここにちょっと吹き出して説明しておりますが、令和5年の6月から、交付数ではなくて保有数で計算することになりましたので、交付率という言い方ではなくて保有率という言い方に国のほうで計算が改まってございます。というのは、これまでは交付枚数、ひたすら市役所の窓口で交付した数を人口で割って交付率という形で出していたので、例えば窓口で交付したものを持ってよその市町村で行ってしまった方とか亡くなってしまった方についても枚数としてカウントしていたんですけども、そうではなくて実数でカウントすることに今年の6月から数え方が改まりまして、現在の国立市の人口のうち、市民が保有する利用可能なカードを持っている人がどのぐらいいるんですかということになったので、2023年5月1日と、その下、6月1日では、5月1日は交付率だったので63.5%なんです、6月1日は保有率なので61.5%、若干ちょっと落ちているというのは、計算方法が違っていることによる数字のからくりということでございます。

最新のデータとしましては、その段の一番下、10月1日時点の人口7万5,992人中、利用可能なマイナンバーカードを持っていらっしゃる方が5万1,226人、67.4%ですという計算になってございます。そのマイナンバーカードを使ってコンビニ交付をしていただいている結果が、その上に示されているコンビニ交付の実績になっているということでございます。

以上が、大変雑駁ではございますが、市民課からの住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況についての御報告となります。

**【石居委員長】** ありがとうございます。

では、御質問、御意見などございましたらお願いいたします。中川委員、お願いします。

**【中川委員】** 御報告、ありがとうございます。

御存じのところかと思いますが、国立市では、住民基本台帳ネットワークシステムのことが契機となって、個人情報保護を始めとした自己情報に関する取組について非常に盛んになったところだというふうに向っておりますので、今回、条例が変わりましたが、その趣旨を引き継ぐような意味で御報告いただいているものというふうにあります。

それで、先般、前任の課長にもいろいろとお願いしたところなんですけども、この表等について御報告いただくとともに、今回、住民基本台帳ネットワークシステムの適正の運用というようなところに、焦点がそういう形になりましたが、市民の方々に非常に気になさっている方々がまだ多くいらっしゃると思いますので、見やすい形で適正な運用を報告していただくよう、お願いしたいと思います。

そこで、数字、大変、重要だというふうに思うんですけども、先般、お願いしたところでは、例えば管内においてこの住民基本台帳ネットワークシステムをどのように取り扱うべきなのか等々についての職員間での情報共有や研修等がどのように行われているか等も、できれば含めて御報告いただけるとよいのではないかとというようなお話しさせていただいたように思うんですけども、そちらの点、今、御報告いただける範囲で構いませんのでいかがでしょうか。

【市民課長】 そうですね、住民基本台帳ネットワークシステムについての研修と申しますか、そちらについては、個人情報保護に関する条例、個人情報保護に関する研修等も絡めまして、OJTで行っているところがかかなり多くはなるところではございますが、住基ネット、住民基本台帳ネットワークシステムの操作の方法ですとか、住民基本台帳ネットワークシステムが生かされている業務について、どういったところで使われているのかとかといったことについての研修については、定期的に行っております。それから、新任の職員については、市民課に赴任次第、業務の進捗状況に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに触れるようになるに当たって行うというような体制は、もう既にそういう体制はつくられておりますが、それを維持して定期的に研修が行われるようになってございます。

【中川委員】 ありがとうございます。

ちょっと不勉強で申し訳ないんですけども、OJTというのはどういう。

【市民課長】 業務内での研修です。

【石居委員長】 On the Job Trainingが。

【市民課長】 そうですね。

【中川委員】 そういう意味ですか。

【市民課長】 業務をやりながら教えていく、教わっていくという形です。研修ですよといって何か講座を設けてやるということではなくて、やりながら覚えていく、教わっていくというスタイルです。

【中川委員】 ありがとうございます。

【市民課長】 すみません、失礼いたしました。

【中川委員】 できれば、そのような課内での住民基本台帳ネットワークシステム取扱い等々の取組についても、住民に公開する際には公開情報の一つに加えていただけるようにしていただけるといいのかなというふうに思いました。

以上です。

【市民課長】 そうですね、そちらについて、セキュリティ上、許される範囲で、公開については検討していきたいと考えております。

【岸委員】 私からもよろしいでしょうか。

うる覚えなので対象期間外だったら申し訳ないんですけども、全国的なニュースでコンビニ交付とかで他人の住民票が出てしまったみたいな、そういう時期が、一時期話題になったニュースがあって、確か国立市はその頃、一時的にコンビニ交付を停止したこともあったんじゃないかなという

ふうに思うんですけれども、その辺りの対応ですとか、その後、再開しているということは知っているんですけれども、どのように対応なさったのか、教えていただけると助かります。

【市民課長】 承知いたしました。

そちらにつきましては、富士通、それから、富士通 J a p a n 製のコンビニ交付システムを使っている団体において、今年の6月末に、今、委員おっしゃったような事象が発生しまして、それを受けて、富士通 J a p a n、そのシステムの製造元のほうから、富士通 J a p a n ユーザー全ての団体に、一時的にシステムを止めてくれというような要請が参りました。国立市では、それを受けまして、その要請を受けたその日のうちにコンビニ交付システムを一時的に停止をいたしまして、都合12日間止めていたんですけれども、その間に、ベンダー、システム業者のほうに、国立市の環境においても他人の住民票が出てしまったという、他団体と同様の事象が発生し得るのかどうかというようなことを検証をさせました。その結果、国立市の環境ではそういうことは起きませんということが確認が取れましたので、12日間の停止を経て、コンビニ交付を再開したという経過がございました。今年の6月30日から7月11日までの12日間、コンビニ交付を止めていたという経過がございました。

【岸委員】 ありがとうございます。

【石居委員長】 何か止めたことに関わって混乱が逆に生じたとかということは、特には。

【市民課長】 そうですね、通常、コンビニ交付、年に何回か止めるということはあるんですけれども、その場合、あらかじめ予定されています。例えば庁舎の停電であるとかシステムメンテナンスということがありますので、半月とかそれぐらい前には予定されておりますので、ホームページ等で、来月のいついつに止まりますのでそのときは使えませんというようなことをアナウンスできるんですけれども、今回は本当に当日になってしまったので、1時間、2時間ぐらい前にはアナウンスはしましたけれども、使えなかったじゃないかというようなお客様もいらっしやったかなとは思いますが、その12日間のうちで、本当にどうにもならなくなってしまった方というのはそこまでいらっしやらなかったのかなというところでございます。

お電話なんかいただきましたけれども、こういう事象が他団体で発生してしまって、国立市としては安全策を取って止めておりますと。その間、業者には、検証を、今、させているという最中ですよ。確認が取れ次第、再開をいたしますのでということをご丁寧にご説明をさせていただいて、御了解をいただいたということでございます。

【石居委員長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ございますでしょうか。

【中村委員】 1点だけよろしいですか。

【石居委員長】 すみません、中村委員、先にお願いたします。

【中村委員】 住基に関する条例の15条では、運用状況の報告を市民にも公表すると書いてあります。公表する内容と方法について教えてください。

【市民課長】 公表する内容につきましては、今、御説明させていただきました内容、それから、資料については、資料1、御提供させていただいた資料1と2についてはそのまま御提供するつもりではおりますが、資料3については、なかなか数字ばかりで見にくいところがあるかなと思いますので、ちょっと整理をさせていただこうかなとは考えております。この辺につきましては、内部で検討させていただければなと思っております。

あと、公表の方法につきましては、そうですね、ホームページがメインになろうかとは思っています。

以上でございます。

【中村委員】 ホームページがメインということは、ほかの方法もあり得るんですか。

【市民課長】 そうですね、市報という手段もございますが、市報ではちょっと紙面の都合上、なかなか御提供させていただいたような資料を全てというのは難しいところがございますので、そうですね、市報での公表というのは難しいところが出てくるかなと考えているところでございます。

【中村委員】 ありがとうございます。

【石居委員長】 では、岡本委員、お願いします。

【岡本委員】 単純な質問なんですけれども、資料1の(2)のところで、広域交付件数のところでは、全体的に個人番号カードの普及、広がっている中で、他市区町村の住民が国立市で請求した件数だけ下がって、少なくなっているのかなというふうに思っております、もし理由とか、何か思い当たるところがあれば、少し伺いできればなと思っております。特に理由はないですかね。

【市民課長】 そうですね、特段何々があったからとか、あと、制度的に何か変更があったからということ、今、ちょっと思い当たるところというのはないですね。コンビニ交付を御利用されることが出来る方はそちらに行かれているという可能性はあるかもしれないんですが、そうすると、国立市民の方が、他市で広域交付の利用件数が増えているので、ちょっとその御回答で合っているのかどうかというのが。

【岡本委員】 その辺りが影響しているかもということですね。

【市民課長】 そうですね。他市町村の方が国立市でということ、国立市役所の立地、どこに建っているかということ、それから、国立市民が他市町村の役所でということ、他市町村、どこかということもあります、例えば駅に近い役所があればコンビニと同じように便利かもしれないということもありますので、そういったところも関係してくるのかなとは思っています。

【岡本委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石居委員長】 ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

では、そうしましたら、中川委員がおっしゃってくださった情報共有の研修の在り方も含めて、その公開、どこまでできるかということなどは少し引き続き御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【市民課長】 ありがとうございます。

【石居委員長】 ありがとうございます。

では、続きまして、報告事項の2、国立安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の運用状況についてということで御報告をいただきます。

では、自己紹介をしていただいた上で御説明をお願いいたします。

【防災安全課長】 (自己紹介)

【防災・消防係長】 (自己紹介)

【防災安全課長】 では、私のほうからまずは御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の運用状況でございます。お配りの資料No. 2に基づいて、御報告をさせていただきます。

まず、条例の運用状況でございますが、令和4年度につきましては、新設の矢川プラスでカメラの設置があったため、設置数が一つ増加をしております。

それから、苦情件数及び映像データの利用、第8条関係については昨年と同様でございます。ゼロ

件というところでございます。

第8条の関係、映像データの外部提供につきましては、令和4年度は21件となっております。令和3年度は44件でしたので、減少している状況です。利用者又は提供先は全て刑事訴訟法第197条第2項に基づく事件捜査となっております。提供の内訳につきましては、別表にありますとおり、立川警察署が17件、府中警察署が2件、昭島警察署が1件、小金井警察署が1件となっております。

報告については以上でございます。よろしくお願いたします。

【石居委員長】 ありがとうございます。

では、御質問、御意見等ございましたらお願いたします。

【中川委員】 御報告ありがとうございます。

警察捜査機関への情報提供というようなものが主というようなことになっていると思いますが、これ、条例の第8条第2号に該当する法令に定めがあるときというふうな場合かと思いますが、刑事訴訟法197条第2項の規定、これ、御存じのとおり任意規定というふうに解されておりますので、必要性等に関しては国立市のほうで十分責任を持って判断すべき事項ということになるかと思いますが、一つ一つ御説明いただくということは必要ないと思うんですけども、対応、どのような場合に提供するというふうな形で運用しているのかということについて、少し御説明いただければと思います。

【防災安全課長】 お答えいたします。

ここにも書いてある捜査事項照会という形で、警察からの照会ということになってございますので、まず、対応いたしましたは、警察署から提出される捜査関係の照会文書、それにプラスしまして捜査内容の確認、それから、提供時間など聞き取りながら、各課で妥当性を判断して回答を提供という形になっておりますので、その都度、必ず文書を徴収するのに加えて、追加の状況確認を担当者のほうで聞き取りながら、それを踏まえた上で、後日、回答というふうな形で出させていただきたいと、このような形でございます。

【中川委員】 外部提供に関しましては、審査会の審議事項や報告ではなくて、報告事項ということになるんですけども、やはり個人情報の中でも、防犯カメラに類するようなもので、個人の情報が第三者提供されるということに関しては、なかなかセンシティブな問題を含むと思いますので、ぜひ慎重な運用を心がけていただければと思っています。

よろしくお願いたします。

【防災安全課長】 引き続き、条例の趣旨を各課にお伝えさせていただきまして、個別のケースごとになるかと思いますが、慎重な回答の判断をさせていただきたいと、妥当性の判断を確認させていただきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

【石居委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【中村委員】 よろしいでしょうか。

【石居委員長】 中村委員、お願いたします。

【中村委員】 映像データを警察署に対して外部提供する場合、どういう方法で行うのかというのが1点と、この映像データを捜査目的達成のために利用した後、データをどのように処分、処理、廃棄することになっているのか、そういう取決めがあるのか、教えてください。

【防災安全課長】 まず、データにつきましては、いわゆる電子記録媒体、電子情報となっております。

いますので、USBですとか、そういった適切な方法でもって、ネットを通じてとかではなくて、直接お渡しできるような形でお渡しをしております。その後、警察署のほうにつきましても、そのデータについては証拠物件となるものでございますので、警察のほうで適切に管理をするという形になっております。例えばこれが起訴というような形になりましたら、その証拠物件の扱いについては警察のほうに移行するということになりますので、そちらのほうも警察のほうでのまた適切な保存というようなことを、管理をしていただくという形になっております。

処分については、それぞれ警察や検察などの保存期間を過ぎてから処分通知が出るという形になっておりますので、警察のほうで、そのUSBをフォーマットするとか、媒体を滅却するとか、処分するとか、そのような形で削除を確実にしていただくということを、立川警察署のほうに聞き取りをして、そういった流れを確認しているところでございます。

以上でございます。

【中村委員】 外部提供先の警察署と、映像データの取扱いについて、協定書みたいなものは締結しているんですか。

【防災安全課長】 個別の協定はございませんので、個人情報という取扱いになりますので、その都度、適切な取扱いをお願いするというような形になっておりますが、協定というような形の明文化したものは現在ございません。

【中村委員】 適切な取扱いの内容を具体化するべきだと思うんです。今後の検討課題の一つとして、映像データを外部提供する場合には、利用目的を達成した場合にはこのように廃棄してくださいとか、もしくは何年以内にこうしてくださいとかというのを申し入れる形にしてみたいかがでしょうか。

【防災安全課長】 ありがとうございます。警察のほうとも、御意見を参考に取決めのほうを具体化してまいりたいと思います。

【中村委員】 以上です。ありがとうございました。

【石居委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

1件だけ、先ほどの警察への情報提供に関わってなんですが、外部提供の件数が昨年度の44から21って、かなり半減ということになっていて、去年も恐らくほぼ全てが警察だったのではないかとと思うんですが、これは、全てお伝えいただけるかということもあるんですが、例えば警察からは従来どおりの数が請求として来ているけれども、国立市側の判断で提供しなかったものが増えたというようなことなのか、それともそもそも警察からの請求そのものが減っているというようなことなのか、その辺は、もし何か御回答いただけることがあれば。

【防災安全課長】 今年度、令和4年度も、その前も同じですけれども、提供依頼があったものについては、現在、提供していて、提供しなかったという事例は今のところないというところでございますので、単純にこの件数については件数の差であったということになるのかなと思います。

【石居委員長】 真に必要なであればもちろん協力ということにはなるんですが、市の側としてきちんとこう対応していただくことで、もしかすると警察の側から軽々に提供依頼は避けようというような流れができる可能性もあるので、引き続き、先ほどのような運用をきちんと行っていただけるとありがたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほどの申合せのようなことの御検討なども含めて、引き続き、慎重な運用をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。どうも本日はありがとうございました。

【防災・消防係長】 ありがとうございます。

【防災安全課長】 ありがとうございます。

【石居委員長】 では、続きまして、報告事項の3です。新個人情報保護制度開始に係る運用状況等の報告についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

【文書法制係長】 よろしく願いいたします。

それでは、資料No. 3に基づきまして、新個人情報保護制度開始に係る運営状況等について御報告申し上げます。

資料3番、No. 3を御覧ください。令和5年4月1日から改正後の個人情報保護法が施行され、同法が市に直接適用されることになりました。改正個人情報保護法の施行に伴い、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例、こちらは、昨年度、審議会で御審議、答申をいただき制定しました新しい条例ですが、こちらの新条例を4月1日から施行しております。新条例の規定は、この資料にあります別紙1のとおりとなりますが、本日は説明を割愛させていただきます。

新条例公布、令和4年12月に公布しておりますが、公布以降の国立市におきます新個人情報保護制度に係る運営状況等につきまして、次のとおり御報告申し上げます。

まず、1番、国立市個人情報の保護に関する法律等施行規則、新しい規則の公布・施行についてです。こちら、条例制定を受けまして、新しい規則を令和5年3月29日に公布し、同年4月1日から施行しております。

規則の内容につきましては、別紙2、この資料の通しのページ番号で13ページを御覧いただければと思います。資料の右下にページ番号を振っておりまして、13ページ、こちら別紙2としておりますが、こちらが新しい規則の条文になります。

規則の主な内容について簡単に御説明いたします。13ページの中ほどに第3条とありますが、こちらは個人情報保護総括管理者等の設置について、国立市におきます安全管理措置の体制を定めた規定になっております。こちらで、「個人情報保護総括管理者は、副市長をもって充てる」や、あと、総括管理者、あと、個人情報保護管理者というものを定めております。

続きまして、14ページの第4条以降につきましては、主に個人情報保護制度に係る各種様式を定めております。

少し飛ばしまして、通しの19ページを御覧いただければと思います。こちらの24条、審議会への報告について御説明申し上げます。第24条は、審議会に報告する事項の詳細を定めた規定になります。新しい規則24条第1項では、新条例20条第3項第1号の規定で、個人情報を取り扱う情報システムを導入した場合に審議会への報告が必要とされていますが、その報告が必要となる情報システムを具体的に定めた規定になります。

第24条第1項ですが、「条例第20条第3項第1号の規定により規則で定める情報システムは、次の各号のいずれにも該当する情報システムとする」。第1号、「市の機関が、業務において経常的かつ継続的に使用する情報システム」、第2号、「次のいずれにも該当しない情報システム」、ア「国の機関が開発した情報システム」、イ「本人が利用規約等に同意した上で、当該本人の個人情報を取り扱うウェブサイト、アプリケーションソフト等の情報システム」としております。

続きまして、こちら、第24条の第2項は、条例第20条第3項第2号の規定で、電子計算組織の

結合、こちら、電子計算組織を利用する個人情報、情報伝達システムを利用して経常的に市の機関以外の者に提供した場合に審議会への報告を必要とした規定を条例で置いておりますが、この報告が必要となる電子計算組織の結合を定めた規定になります。こちら、24条第2項は、この次の各号のいずれにも該当しない電子計算組織の結合を審議会への報告事項としております。1号「法令の規定に基づく電子計算組織の結合」、第2号「地方公共団体情報システム機構に規定する地方公共団体システム機構が運営する総合行政ネットワークによる電子計算組織の結合」。こちらは、いわゆるLGWANによる結合を除外しているものになります。続きまして、第3号「国の機関が開発した情報連携のためのネットワークシステムによる電子計算組織の結合」、第4号「前項第2号イに規定する情報システムを利用した電子計算組織の結合（当該本人の個人情報を本人及び本人が同意した者に提供する場合に限る。）」としております。

審議会への報告事項の詳細をこのように定めまして、昨年度の諮問の際に御相談させていただいたとおりの形で規定させていただいております。

以上が、簡単ではございますが、新しい規則の内容となります。

続きまして、資料の1ページ目にお戻りいただければと思います。資料1ページ目の中ほど、2番、個人情報ファイル簿の作成・公表について御報告いたします。(1)個人情報ファイル簿の作成・公表についてですが、こちらは新しい個人情報保護法の規定により、市の機関が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務づけられましたので、国立市においても昨年度中から作成の準備を始め、令和5年8月22日に公表いたしました。

まず、(2)個人情報ファイルといいますのは、保有個人情報、市の機関が職務上、組織的に利用する個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものを言います。①電算処理ファイル。これは、いわゆる電子データの個人情報とっていただければと思います。②番、マニュアル（手作業）処理ファイル。こちらは、紙データではあるんですけども、一定の事務の目的を達成するために集められた個人情報で、氏名とか生年月日などによって検索性を有するものがこちらの②に該当してまいります。

ページをおめくりいただきまして、2ページのほうに入ります。個人情報ファイル簿とは、今申し上げました個人情報ファイルのうち、一定の条件、こちら、法律や政令で定まっているんですが、対象者の数が1,000人以上のものなど、こういった条件を満たすものについて、その概要をまとめたものが個人情報ファイル簿になります。主な記載事項としましては、ファイルの名称や利用する組織の名称、利用目的、記録項目、記録情報の収集方法を記載しております。

(4)作成・公表した個人情報ファイル簿ですが、こちら、一覧が別紙3になりますので、資料の通しのページ番号21ページを御覧いただければと思います。こちらが、国立市の機関が作成した個人情報ファイル簿の一覧になっております。別紙3となっておりますが、こちら、市の機関ですので、市長部局のほか教育委員会や選挙管理委員会なども含んでおります。こちら、全体で75ファイル作成しております。

個人情報ファイル簿の例ですが、一つ参考におつけしております。そちらが25ページになります。個人情報ファイル簿となっております、こちらのファイルの名称が市都民税課税事務ということで、担当している組織の名称が政策経営部課税課となっております、利用目的や記録項目、記録範囲などが記載されております。こういった形のファイル簿を75ファイル分作成しております。

そうしましたら、資料2ページに戻っていただきまして、(5)公表の方法ですが、こちら、①とし

ましては、市役所1階にあります情報公開コーナー、市民の方が御覧いただける情報を並べているところですが、そちらによる閲覧、こちら、紙ファイルで設置しております。もう一つの手段としましては、国立市のホームページのほうに掲載しております。こちらには、一覧と、あとそれぞれ個人情報ファイル簿の単票、先ほどお示ししたものを75ファイル分掲載しております。

続きまして、3番、個人情報取扱業務登録簿の棚卸しについてですが、国立市では、旧条例に基づきまして実施していました個人情報取扱業務の登録を令和5年4月以降も継続することにしまして、新条例のほうに規定しております。個人情報取扱業務の登録といいますのは、ふだんも審議会のほうに御報告申し上げていますが、市の機関が行う個人情報を取り扱う全ての業務について、業務の開始前に登録を行っている手続きのことを言います。主な登録事項としましては、業務の名称や内容、対象者の範囲、個人情報の利用目的や収集方法、取り扱う個人情報の保存期間などを登録しております。

新条例の施行に向けまして、国立市では昨年度、令和4年度中に、旧条例において既に業務登録を行っていた業務も含めて、全ての見直し、棚卸しを行いました。各課から改めて業務登録簿の提出を受けております。見直し後の個人情報取扱業務登録後の一覧が、別紙5番、通しのページ番号で27ページになります。こちら、市の機関、市長部局から教育委員会などになっております。ちょっと分量が多いので説明は省略させていただきますが、10月末現在で422業務、登録しております。

2ページにお戻りいただきまして、一番下の2行になりますが、こちら、旧条例のほうで見直し、棚卸しを行ったのですが、旧条例の規定によりなされた個人情報取扱業務の登録は、新条例の規定によりなされた登録とみなすということにしておりますので、こちらが新しい条例でも生きてきているということになっております。

以上が、簡単ではございますが、新個人情報保護制度開始に係る運営状況等の報告でございます。

今回、こちらの資料ナンバー3に添付しました新しい条例と規則の条文については、委員の皆様には、必要に応じて今後も御参照していただければと思います。ホッチキスで全体まとめて留めてまわっておりますが、ばらしていただいて御活用いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で報告となります。

**【石居委員長】** ありがとうございます。

こちらに関して御質問、御意見などございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

**【中川委員】** ありがとうございます。答申に差上げた点について、いろいろと考えていただいて実現できているというふうに思いますので、大変感謝いたします。

それで、1点、御質問といいますか意見なんですけれども、施行規則24条について御説明いただきましたが、これの、24条の2号、次のいずれにも該当しない情報システムというふうなことで、このアとイが報告から除かれるというふうな形になったんだと思いますけれども、これ、特にイにしましては、審議会の当初の諮問の際に意見が出たところかと思っております。今回、このような結論になったということですけども、やはり事実上、本人としては同意せざるを得ないというところで、このアプリケーション等のシステムを使用するということになると思いますので、この導入の際には、国立市のほうで、十分、その安全性等について検討していただくとともに、その後の運用等についても適正を図っていただくというふうなことに御注意いただければというふうに思います。

**【文書法制係長】** ありがとうございます。

市のほうとしましても、今、中川委員おっしゃられたような導入の際の安全性の確保と、あと、その後の運用についてよりよい方法を、今後も進めながら検討していきたいと思っていますので、また、御相談させていただくことがあるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

【中川委員】 ありがとうございます。

そのほかは、特に個人情報取扱業務登録、これ、非常に大変だったと思いますけども、法律にはない国立の独自の取組ということになると思いますので、今後も生かしていただければというふうに思います。

以上です。

【石居委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【中村委員】 よろしいでしょうか。

【石居委員長】 中村委員、お願いします。

【中村委員】 2点あります。新条例の第8条が、個人情報取扱業務登録簿を作ると規定している、この立法趣旨は何ですか。

【文書法制係長】 こちら、主なものとしましては、利用目的、個人情報を取扱いを始める前に、どういった業務についてどういう個人情報を使う必要があるかという範囲を明確にするとともに、あと、利用目的もあらかじめ明記というか、はっきりさせることで、その後の利用に際して、目的外利用になるかとか目的内利用になるかとか、そういった判断もきちんとできるようにしたいということで、業務登録の規定を以前の旧条例から引き続き残した形にしております。

【中村委員】 ありがとうございます。

個人情報取扱業務の登録の登録事項のところ、個人情報の利用目的及び収集方法、あと、個人情報の保存期間という記載があります。一方で、27ページからの個人情報取扱業務登録簿一覧の中には、個人情報の利用目的及び収集方法、保存期間の記載がないんです。これは何か理由はあるのでしょうか。

【文書法制係長】 こちらは一覧にしたものでして、出していただいた登録自体には、利用目的や収集方法や保存期間なども載せております。こちら、一覧に載っています登録業務、登録事務ごとに一枚ずつ登録を出していただいております、今回の資料のNo. 5-1、後で御報告させていただくものになりますが、No. 5-1のような形で個別の業務についてこちらの登録簿を作成しております。

【中村委員】 ありがとうございます。

そうすると、この登録簿の一覧というのは、あくまで取扱事務や取扱係を一覧にしたものであって、この内容の詳細については個人情報取扱業務登録簿を見てくれという趣旨なんですか。

【文書法制係長】 そのようになります。今回、審議会への報告に当たりましては、登録簿、四百何十枚もお出しするのが煩雑というのもありまして、一覧の形で御報告させていただきました。

【中村委員】 分かりました。ありがとうございます。

最後に、別紙5の一覧表の左側に番号を1から振って見たらいかがでしょうか。

【文書法制係長】 こちらも同じことを考えた部分ではあったんですけども、この間に業務を追加していったりすることもある関係で、今のところは、今回出した資料としましてはこの形になっております。今後、内部で取り扱うものに入れるかどうかはまた別途検討させていただければと思います。

【中村委員】 以上です。ありがとうございました。

【石居委員長】 ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。

これ、公表の方法で、情報公開コーナーとウェブサイト2つ御検討というか、予定されているということですが、公表する情報の中身自体は同じものなんでしょうか。

【文書法制係長】 個人情報ファイル簿のほうですか。ファイル簿のほうは、同じものを載せております。

【石居委員長】 分かりました。

ほかにはよろしいでしょうか。

そうしましたら、本当にしばらく開催がなかったこの間に、ここに関わることをかなりお進めいただいたんだと思います。本当にここまでありがとうございます。また、引き続きよろしく申し上げます。

では、報告事項の3はここまでということにいたしまして、続いては4です。よろしいでしょうか。報告事項4、国立市個人情報の保護に関する基本方針（素案）及び市民等からの意見受付窓口の設置（案）についてということで、御説明をよろしく願いいたします。

【文書法制係長】 では、続きまして、こちら、基本方針（素案）及び市民等からの意見受付窓口の設置（案）について、御報告させていただきます。資料No. 4の資料を御覧いただければと思います。

こちら、基本方針と市民等からの意見受付窓口の設置についてですが、これらは、昨年度、審議会に諮問いたしました国立市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に係る諮問に対しまして、令和4年11月2日付けで審議会から頂きました答申書の付言に基づいて、以下の事項について審議会の意見を伺うものになります。

まず1番、国立市個人情報の保護に関する基本方針（素案）についてですが、こちらは、審議会の答申書と、昨年8月に実施しました新条例についてのパブリックコメントに寄せられました意見に基づき、国立市個人情報の保護に関する基本方針を定めるものとなります。本日は、基本方針（素案）について、審議会の委員の皆様から御意見を伺いたいと考えております。審議会からの御意見を反映した後に、基本方針を市長決裁によって定め、公表する予定でおります。

まず、昨年、審議会から受けました答申書を御覧いただきたいと思います。資料の5ページ目を御覧ください。こちら、4番のところになります。4番、付言（1）の部分ですが、「市の基本的な方針の取りまとめと表明を」、「国立市の個人情報保護に関する基本的な考え方を宣言やポリシーなどの形で、庁内外に向けて発信・公開することを検討いただきたい。これは、従来の個人情報保護に関する国立市の先進的な取組を、この機会に再確認するとともに、市としての姿勢を示すことで、この先に進めていくことを企図するものである」といった付言をいただいております。

また、次に、資料の11ページを御覧いただければと思います。こちらは、昨年8月に実施しましたパブリックコメントに寄せられた意見の抜粋になります。こちら、資料の表の中のNo. 1のところですが、意見の内容としまして、一番上のところ、「かつて先進的であった国立市の個人情報保護条例を廃止し、改正個人情報保護法に基づいた新条例を制定するに当たって、これまでの個人情報保護の質を低めず、市民・事業者・行政は協力してこれに努める必要があります。現在も今後も、国立市の行政の中にこのような姿勢があることは十分に読み取れますが、このような新条例作成にあたっての基本方針をここは成文化して、条例前文などとしてうたうべきではないでしょうか」という意見をいただきました。

続いて、表の2番になりますが、こちらにも、同じような意見をいただいております。「市民、職員、議会が協力して発展させてきた、これまでの個人情報保護施策を可能な限り継承していこうという工夫と姿勢が見られ、高く評価したい」としながらも、国立市が全国に先駆けて条例を制定し、先進的な個人情報保護施策を進めてきた姿勢を前文に記してはどうかということで、幾つか参考にしてはどうかといったものが挙がっています。

こちらのパブリックコメントの意見に対しまして、右側、市の見解・対応としましては、右側のところになりますが、こちら、下から5行目から読ませさせていただきますが、これまでの経緯等を踏まえた個人情報保護に係る市の基本的な方針については、法施行条例という条例の性質上、条例の前文に規定することは予定していませんが、別途市の基本的な方針を定めることについては、今後、審議会の意見を聴きながら検討を進めてまいりますという市の見解をこのときに示しております。

こちらを受けまして、基本方針を検討して作成したものが基本方針（素案）になります。

基本方針素案を作成した際に参考しました資料について簡単に御説明させていただきますが、資料の13ページを御覧いただければと思います。こちら、参考資料2番と振っているものになりますが、こちらは今年の3月に廃止をした旧条例の運用についての『個人情報保護事務の手引』、こちら職員を対象にした手引になりますが、そちらの文頭になります。また、続いて15ページになりますが、こちらは、参考資料3番、こちら、『情報公開・個人情報保護制度の手引（平成4年3月）』の文頭の部分になりますが、こちらは今年の4月に廃止した条例のさらに1個前の条例、昭和62年に制定しました条例のときの手引の巻頭部分になります。

続きまして、17ページ、参考資料4番。こちらは、旧条例を制定した際の審議会からの答申書の一部になります。こちら、答申書のページの18ページ、1、諮問の背景などがパブリックコメントのときに意見としていただいているものになります。

これらの資料参考にしまして、基本方針（素案）を作成しました。これまでの国立の経過や先進的な取組を明記して、今後の市としての姿勢を示す内容としております。

そちら、基本方針の素案ですが、資料の9ページを御覧いただければと思います。ちょっと長くなりますが、読み上げたほうがよろしいでしょうか。

【石居委員長】 そうですね。すみません。よろしく申し上げます。

【文書法制係長】 読み上げさせていただきます。

国立市個人情報の保護に関する基本方針（素案）でございます。

国立市には、先進的に個人情報の保護に取り組んできた歴史があります。

昭和50年に、国立市は、全国に先駆けて「電算処理による個人情報の保護に関する条例（電算機条例）」を制定しました。「電算機条例」は、市民のプライバシー保護をうたっており、当時、全国的な運動が起こりつつあったとはいえ、自治体における個人情報保護の考え方を条例化した第1号として大きな反響を呼びました。しかし、この条例は、あくまでも電算機を利用する業務を通じて市民の情報が外部に流れることを防ぐという趣旨を抽象的に掲げたものでした。

その後、情報公開を求める声や市議会からの意向を受けて、庁内組織による検討、市民と学識経験者から構成された懇話会からの答申、市議会での可決を経て、昭和62年1月に「国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例」が施行されました。この条例は、電算情報だけではなく全ての個人情報を対象とし、その開示・訂正請求権などの自己情報のコントロール権を保障するとともに、行政情報の公開を定めたものでした。

このように、国立市は、個人情報保護制度について、どの自治体よりも早く動き出しましたが、平成11年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」が制定され、また、国立市においても、平成12年6月の市議会で「情報公開及び個人情報保護に関する条例の改正を求める決議」が可決されたことから、制度の見直しをすることになりました。制度の見直しについては、同年11月に国立市情報公開及び個人情報保護審議会に諮問し、市民参加による審議検討を経て、同審議会から条例案を含む答申を受け、市議会の議決を経て、「国立市個人情報保護条例」と「国立市情報公開条例」が平成15年4月から施行されました。「国立市個人情報保護条例」では、個人情報保護制度は基本的人権や個人の尊厳を保障するために個人のプライバシーを最大限に保護する制度であるという考えの下、個人情報を保護するために、個人情報の収集等に関する規制や自己情報のコントロール権の保障が定められました。

このように、国立市では、国において平成15年に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が制定されるのに先立って、個人情報の保護に係る条例を制定し、個人情報の保護を図ってきましたが、令和3年に社会全体でのデジタル化に対応するために「個人情報保護法」が改正され、令和5年4月から同法が市に直接適用されることになりました。これに伴い、国立市では、新しく「個人情報保護」を施行するための条例を制定し、それまでの「国立市個人情報保護条例」を廃止することになりました。

新しい条例の制定に当たって、国立市は、改正「個人情報保護法」の施行に必要な事項を定めるとともに、これまでの「国立市個人情報保護条例」に定める制度について、現状及び改正個人情報保護法の規定において不適な部分を見直した上で必要な制度を存続させることにより、個人情報の適切な取扱いを確保し、行政のデジタル化が進展する中において個人情報の保護を図ることを目的としました。担当課及び関係部署での検討、国立市情報公開及び個人情報保護審議会の審議及び答申、市議会での議決を経て、「国立市個人情報の保護に関する法律施行条例」が令和5年4月から施行されました。

自治体では、従前から、税務、福祉、教育等、極めて多岐にわたる市民等の個人情報を取り扱っています。さらに、現在においては、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることから、個人情報の保護はますます重要となっています。

国立市は、これまでの国立市における個人情報保護に係る取組を踏まえて、これからも個人情報を適正に取り扱うとともに、自己を本人とする個人情報を管理する権利が保障されるよう努めることにより、個人の権利利益を保護し、もって、より公正で信頼される市政の実現を目指します。国立の職員一人一人も、「個人情報保護法」や市条例が規定する個人情報保護制度の趣旨や目的を十分に理解し、個人情報の適正な取扱いについて正しい認識を持って事務を行うよう努めます。

以上になります。

そうしましたら、資料1ページにお戻りいただきまして、基本方針を定めた後の公表方法としましては、市ホームページに公表するとともに、職員に向けては庁内グループウェアにて周知することを予定しております。

基本方針（素案）につきまして、こちらからの御説明は以上となります。委員の皆様から御意見をいただきましたら、また、御質問等がございましたらお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

【石居委員長】      ありがとうございます。

では、こちらの基本方針（素案）を中心に、御質問や御意見などございましたら。

【岸委員】 素案について、まとまったすごいいいものではないかと思うんですけども、1点だけ、最後の段落、「国立市は、これまでの国立市における」というところで、「自己を本人とする個人情報」を管理する権利が保障されるよう努める」という、これは言葉遣いの問題なんですけれども、自己情報コントロール権という言葉ではなくてこちらを選んだ趣旨というか、あるいは、私はあまりその分野についてすごい専門家ということではないので、そうですね、前半では自己情報のコントロール権というような言葉が出てきているので、その辺り、あえて使い分けた趣旨などあれば教えていただければと思います。

【文書法制係長】 一番後ろの段落につきましては、新しくつくった条例の表現をそのまま持ってきております。去年の御審議のときにも御意見いただいたかと思うんですけども、いわゆる自己情報のコントロール権というのが定義としてはっきり定められていない部分というのもありまして、条例上は法令の用語としてしっかりしたものという意味もありまして、自己を本人とする個人情報という言い方を持ってまいりました。この自己を本人とする個人情報というのが、個人情報保護法の中で出てきている表現でして、自己情報の開示請求権を定めた規定のところにもそういった言い方を法律上もしてきているというのがたしかあったと記憶しております。それもありまして、市の新しい条例では、自己を本人とする個人情報を管理する権利として持ってきております。

今回の基本方針の前段については、自己情報のコントロール権という表現を持ってきていますが、今回、幾つか参考にした資料の中にそういった表現がそのまま出てきていたのでそれを生かしたというところで、ちょっと表現の違いが出てきているような形になっております。

【岸委員】 すみません、条例と、あと、法律にそういう、個人……。

【文書法制係長】 そうですね。ちょっと今、確認します。条例が、そうですね、市の責務としても新条例に入れたところであります。

法律のほうで、個人情報保護法の76条の開示請求権というところに、自己を本人とする保有個人情報、保有個人情報というのは市の機関が保有する個人情報という意味なんですけど、自己を本人とする保有個人情報という言い回しをしているのもありまして、その関係もあって、新しい条例上は自己本人とする個人情報という言い方を、表現を持ってきております。

新しい条例の3条の市の機関の責務として、3条の2項のところなんです。市の機関は自己を本人とする個人情報を管理する権利が保障されるよう努めなければならないといった書き方をしているの、それをほぼそのままこの基本方針にスライドして持ってきたような形になっております。

【岸委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石居委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【中川委員】 これまでの経緯が踏まえられていて、格調高くなっているのではないかとというふうに思います。よろしいのではないかと。

【石居委員長】 ほかに御意見、御質問。

【中村委員】 1点よろしいですか。

【石居委員長】 中村委員、お願いします。

【中村委員】 僕の趣味の範囲に入っちゃうんですけど、文書、長いなって思ったんです。例えば別紙2の基本方針（素案）の3段落目、「このように」で始まる段落。7行、8行、一文で続くんですけどね。これ、切れないですかね。例えば、「このように、国立市は、個人情報保護制度について、どの

自治体よりも早く動き出しましたが」、この「が」は逆接の接続詞ですかね。「動き出しました。しかし、平成11年に制定され」のほうを読みやすいかなと思いました。

同じように、その下の「このように」で始まる段落、9ページの一番下の段落です。「国立市では、平成15年に個人情報保護法が制定されるのに先立って、個人情報の保護に係る条例を制定し、個人情報の保護を図ってきましたが」、またここで「が」なんですけど、これも逆接ですかね。「図ってきました。しかし、令和3年改正され直接適用されることになりました」ですかね。

【文書法制係長】 その点ですが、作りながら私もちよっと読みにくいというのは感じていた部分ではありまして、この「が」のところ、中村委員おっしゃられたように「が」を1回、「。」で切って、「しかし」ってすると、確かに短くなる場所ではあるんですけども、この「が」は、正直言って逆接でもなく順接でもなく、濁しているような部分もあったりしまして、例えば最初に中村委員から御指摘していただいたところなんですけれども、「国立市ではどの自治体よりも早く動き出した。しかし、国が情報公開法制定した」というのが、「しかし」にしてしまうとちよっと国を否定した感じになってしまうかなというのを避けたい部分もあって、かえって曖昧の、逆接の「が」なのか順接の「が」なのか分からないような形になっているのが、それが適切かどうかという微妙なところでもあると思いますので、今いただきました意見を受けて、再度、そのつながりといいますか、もう少し考えられればとは思いますが。なるべく短くして、結構、接続詞を使い果たしているような部分もあったりしまして、今回お示ししたのは悩んだ結果ではあるんですけども、中村委員の御意見いただきまして、再度、内容は変えずに練り直すというか、整い直せればなどとは思いますが、それでもよろしいでしょうか。

【中村委員】 もちろん趣味の範囲の話なんで、人によって読みやすさは変わってくると思うんですよ。私はその「が」が順接なのか、逆接なのかが分からない文章が非常にしっくりこなくて、そこは直したいなと思ったところでした。

例えば、「このように、どの自治体よりも早く動き出しました。一方で」とか、「そのような中」とか、逆接の接続詞を利用するにしても、もう少し、正面から逆接ですと示さない表現があり得ると思うんですよ。そういう工夫をされてみてはいかがかというのが私の意見です。

【文書法制係長】 ありがとうございます。

【中村委員】 以上です。御検討お願いします。

【岸委員】 全体的に国立市が先進的で、その後、国が法律をつくりましたという流れだと思うので、単純に「その後」とかでも別にいいとも思いますし。

【文書法制係長】 そうですね。

【岸委員】 中村委員がおっしゃったような、いろいろあると思いますので。

【文書法制係長】 はい。ありがとうございます。

【中村委員】 「その後」でもいいですよ、確かに。

【文書法制係長】 今、そうですね、岸委員から「その後」とか、あと、中村委員から言っていた「一方で」とか「そのような中で」とか、参考に、いい言葉かなと思ったところでもありますので、ありがとうございます。

【中村委員】 これは、時間の順番を書いているから「その後」のほうがいいですね。時系列を追いかけていますもんね、この文章。

【文書法制係長】 そうですね。

【中村委員】 「その後」がいいと思います、私は。

【文書法制係長】 ありがとうございます。「その後」がいいかもしれません。

【石居委員長】 すみません、お手数をおかけします。

【中村委員】 9ページが一番最後の段落も、これも時間を追っている文章ですから、「その後」でもいいかもしれませんね。「個人情報の保護を図ってきました。その後、令和3年に改正され、直接適用されました」。

【文書法制係長】 はい。そうです。

【中村委員】 そうしたら、順接っぽい文章の形になるかと思います。

【文書法制係長】 ありがとうございます。

【中村委員】 以上です。

【文書法制係長】 ありがとうございます。

【石居委員長】 ありがとうございます。

ここはちょっと、むしろ表現の問題なので、少し御検討をお手数ですがいただければと思います。

そのほか、内容に関してはよろしいでしょうか。

私も、もう内容的には過不足なくまとめていると思いますので、本当に最後の表現の詰めのところだけで大丈夫ではないかと思います。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、これでお進めいただきますようお願いいたします。

【文書法制係長】 ありがとうございます。今いただきました御意見を受けまして、修正等を行いまして、基本方針を制定してまいりたいと思います。

では、続きまして、2ページのほうになります。資料の2ページのほうになります。2番、市民等からの意見受付窓口の設置（案）についてになります。こちら、答申書を受けまして設置するものになります。

先ほどの資料の5ページを御覧いただければと思います。5ページ、4番付言の（2）のところですが、「市民目線の審議会へ」というところで、「第20条第2項では、審議会の役割の一つとして、自発的に審議を行い、意見を述べる事が規定されている。この役割をより有意義なものとするための仕組みづくりが必要だと考える。具体的には、審議会が市民の意見を受けとめ、それに基づいて判断し、必要に応じて審議を行うことができるような仕組みを作ることである。例えば、審議会事務局に意見を受け付ける窓口を設けるなどといったことが考えられる」といった付言をいただいております。そちらを受けまして、市民等からの意見を受け付ける窓口を設置したいと考えております。

資料の2ページにお戻りいただければと思います。こちら、窓口を設置しましたら、窓口について市のホームページに以下のおり掲載し周知することを考えております。市のホームページの個人情報保護制度の案内をしているところがありますので、そちらに以下のように掲載することを考えております。

「市の個人情報保護制度に関する意見受付窓口について」ということで、「市の機関（議会を除く。）における個人情報の取扱いについて、国立市情報公開及び個人情報保護審議会での審議を求めたい事案等がある場合は、書面にて、下記の審議会事務局まで郵便又は電子メールで提出してください。書面には、氏名（団体の場合は、団体の名称及び代表者氏名）・住所（又は所在地）・連絡先電話番号を必ず記載してください。なお、提出された内容について、同審議会での審議を行うかについては、同審

議会にて判断します」。提出先として、文書法制課の所在地やアドレスなどを記載することを予定しております。

運用案としましては、意見の提出者は市民に限定しないということを考えております。理由としましては、市の機関は、市民以外の方の個人情報を保有している場合もあるためでございます。また、審議を求める事案は、自己の個人情報に関する事案に限らないということを考えております。理由としましては、自分の個人情報に関わらない事案、例えば個人情報に係る制度自体に対する意見なども提出できるようにするのが望ましいのではないかと考えているためでございます。

こちら、窓口設置案についての説明は以上となりますので、御意見などございましたらお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【石居委員長】      ありがとうございます。

では、こちらの意見受付窓口の設置（案）について、御意見や御質問などございましたらお願いいたします。

【岸委員】      これ、やってみないと分からないところも、多分、あるとは思うんですけども、まず、こういうのを出示して、何がしかの郵便か電子メールでこれについて審議してくださいみたいな御意見が出たとして、多分、ここの審議会の中でこういう御意見が出ました、審議しますかどうかで済みたいなことに恐らくなると思うんですね。そういう、審議するのかもしれないのかも含めての結果というのは、議事録の公表ということになるんですかね。個別の回答とかは、その質問した、意見出した人にするのかどうかとか、あと、その結果はここで見られますみたいな御案内とか。

【文書法制係長】      そうですね。どのようなものが上がってくるかにもよるかなというところではあるんですけども、御本人に直接お伝えしたほうが良いと思われる場合には、御本人宛てに直接通知なりでお返す、通知なりメールなりでお返すとか、そういったことも必要かなとは思っております。特にすごく個人的な内容についてのことでしたら、結果を公表するとか審議会の会議録を公表することになじまない場合もあると思いますので、個人の方にお返す場合もあると思いますし、あと、逆に審議会では取り扱わないことにしましたという場合には、そのこともちゃんとお伝えしなければならないと思いますし、あとは、広く市民全体とか市の制度全体に関することでしたら、ホームページとか、そういったところでちゃんと広く結果を周知するとか、そういったことにもなると思いますので、ケース・バイ・ケースで適切な方法を考えていくのが望ましいかなと思っているところではあります。

【岸委員】      そうですね、確かに。そうすると、この案で、回答はこういうふうに回答しますとむしろ書かないほうが良いということになりますかね。確かに内容によって適切な回答方法はいろいろあるだろうとは、おっしゃるとおり私も思いました。

あと、条例上、20条の2項に基づくもので、審議するかどうかについては、市の機関の個人情報保護制度の運営に関する重要事項になるかどうかということで判断するんですか。

【文書法制係長】      そうですね。20条2項とは自発的な審議の規定ではあるんですけども、そのきっかけになる、この窓口に来た意見がきっかけとなって、この20条2項につながっていくものがあるのかなとは思っています。

【岸委員】      一般市民の方がどこまで気にするか分からないですけど、できれば根拠を条文に示しておいたほうが良いのかなという。どういう基準でその審議をするかどうか決めるかというのが、もし、何がしか書いておいたほうが親切なかなとは思っています。この条例20条2項に基づく審議をす

るというふうを書くのか、あるいは、市の機関の個人情報保護制度の運営に関する重要事項に当たるかどうかを同審議会ですべて判断しますとか、書くか分からないですよ。どういう場合に審議してくれるのかなという、多少なりとも手がかりになるものは書いていたほうが親切のかなというふうに思いました。

【文書法制係長】 ありがとうございます。今、岸委員おっしゃられたように、20条2項に基づき審議するか判断し、審議しますという、条例20条2項がキーになるような情報を追加させていただければと思います。

【中川委員】 これ、そもそも何でこの意見窓口が設置されたのかというのがこれで分かるのかどうかということですよ。ちょっと説明書きが冒頭に必要かどうかというのは。

【文書法制係長】 そうですね。

【中川委員】 それこそ20条2項にこういうふうの規定されたので、市民の皆様からも意見をお受けする窓口の設定をすることになりましたみたいなことを書いてもいいのかなと。

【文書法制係長】 そうですね。

【石居委員長】 現状のこの2ページの冒頭にあるところを少しアレンジして、公表できるような文章にするということでしょうか。

【文書法制係長】 そうですね。この2ページの上から2行目辺りの条例20条2項の規定により審議会、そうですね、この二、三行をちょっと頭に出すといいかもしれないですかね。

【中川委員】 いいかもしれないかなという。

【文書法制係長】 ありがとうございます。そのように追加させていただいて、こういう形で手続の御案内をするという形を取らせていただければと思います。

【中川委員】 ちなみに、この氏名、住所、連絡先電話番号を必ず記載してください。これ、書きたくないという場合は意見を出せないというようなことになる。

【文書法制係長】 出された意見について、真偽の確認と言っはいけないんですけど、内容の確認がきちんとできないと、審議会のほうとしても正しい審議ができないと思いますので、そういったことで、決して抑制しようという意図ではなく、必要な確認をちゃんと取れるようにしたいというのがあります。それで載せていただきたいなというのがあります。必要なコンタクトをきちんと取って、意見の内容を掘り下げて確認したりというのができることが望ましいかなと思っております。

【中川委員】 そうですね。1個思ったのは、個人情報の不正な利用等の内部通報みたいにして受け取る場合があるんじゃないかと、この窓口のことについて。そうした場合に、仮に国立市の職員だった場合には、身分を明かさなくてこういうことがあるというふうなことを何か言いたいという人が出てくる可能性はないかどうか。内部通報制度は別にあるのか。

【文書法制係長】 そうですね。公益通報の制度は別にありまして、職員の内部からの通報ですと、外部の公益通報相談員、弁護士の方をお願いしているんですけど、そこに直接行けるような制度はありますので、そのときは直接市のほうには誰かというのが分からない形で始まる制度はあります。

【中川委員】 それでは、一応、使い分けるというふうな趣旨、大丈夫ですかね。分かりました。

【石居委員長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、こちらは冒頭のところに少しこれが設けられる経緯と根拠に関わる御説明をつけていただいて、回答に関わるのところは特にあらかじめ示すということはないということですね。あと、個人情報明記のことはこのままということで進めていただくということにしたいと思います。よ

ろしいでしょうかね。

では、よろしくお願いいいたします。

【文書法制係長】 ありがとうございます。

【石居委員長】 4はこれでよろしいですか。

【文書法制係長】 はい。

【石居委員長】 では、報告事項の4は終わりですね。

そうしましたら、続いて報告事項の5に参ります。個人情報取扱業務の登録・変更報告について、こういうことでよろしくお願いいいたします。

【事務局】 それでは、令和4年度個人情報取扱業務登録・変更の報告についてになります。資料はナンバー5になります。1と2があります。初めにナンバー5-1を御覧ください。

子育て支援課の国立市子育て世帯伴走型支援事業で、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる相談支援で、令和4年度では、妊娠時及び出産時に現金5万円を支給、令和5年度以降は5万円相当のポイント交換ギフトを支給するもので、新規の登録となります。記録項目等は裏面に記載のとおりでございますので、御確認いただければと思います。

続きまして、資料ナンバー5-2を御覧ください。公民館等に係る業務で、公民館運営等に対して市民等から寄せられる意見等についての対応や処理に伴う個人情報を収集するものとなります。記録項目等は裏面の記載のとおりでございますので、御確認いただければと思います。

以上でございます。

【石居委員長】 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございましたらお願いいいたします。いいでしょうかね。

では、続きまして、報告事項の6です。個人情報取扱業務外部委託登録廃止の報告についてということでもよろしくお願いいいたします。

【事務局】 それでは、資料ナンバー6を御覧ください。登録の廃止でございます。健康まちづくり戦略室、旧保健センターの業務になります。令和4年度国立市特定健康診査受診率向上事業委託につきまして、令和5年3月17日をもちまして委託業務が完了したことから登録を廃止したものでございます。

以上でございます。

【石居委員長】 御質問、御意見等ございましたらお願いいいたします。

【中川委員】 確認ですけども、これは旧条例に基づく報告と。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。

【石居委員長】 では、よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして、報告事項の7、個人情報目的外利用等届出の報告についてということで、よろしくお願いいいたします。

【事務局】 資料No.は7になります。7-1から7-3につきましては業務担当課は課税課となり、7-1及び7-2は関係法令に基づき、7-3は関係法令及び本人同意に基づき照会されたものについて回答したものとなります。資料No.7-1は、措置入院費用の負担額の決定に必要なものとして、長野県松本保健所へ令和4年度住民税の課税・非課税内容を回答したものです。7-2は、適正な生活保護の実施決定に当たり、市福祉事務所内部へ固定資産税の課税内容等について回答したものです。7-3は、コロナ治療等における費用負担の申請に係る自己負担額の認定に必要なもの

のとして、川崎市保健所長へ令和4年度住民税の課税・非課税内容を回答したものととなります。

7-4、7-5は、担当業務課は職員課となります。7-4は職員人事管理業務で、本人同意に基づき、退職予定者へ東京都市町村職員年金連盟への加入案内を行うため、東京都市町村職員年金連盟国立支部へ、対象者の所属、氏名等を外部提供したものととなります。7-5は、職員人事管理職員給与等支給業務で、法令の規定に基づき、市税の徴収に必要なものとして昭島市納税課へ給与・賞与等の状況等、記載してあります項目について回答したものととなります。

続きまして、7-6は福祉総務課の福祉に関する総合相談業務、生活困窮への自立支援に関する相談業務で、刑事訴訟法に基づき裁判施行のための必要があるものとして、検察庁へ住所等、記載してあります項目について回答したものととなります。裁判につきましては、未払い等があったことから裁判となっている案件となっております。

続きまして、資料7-7は、子育て支援課の要保護児童等に関する相談業務で、刑事訴訟法に基づき捜査に必要があるものとして、立川警察署へ照会対象者から相談の記録に関する記録の提出があったため情報提供をしたものです。本件につきましては、母親が亡くなったことから、今後、子供の引取りについて必要があるものとされており、家族に捜査の必要性があったとのことで照会があったものでございます。

続きまして、7-8は防災安全課の消防団に関する業務で、消防団員教育訓練実施に当たり、自宅等でインターネットを利用して自己学習等を行うため、ログインID付与と、受講状況を東京消防訓練所において管理するため、本人同意に基づき個人情報を提供したものととなります。提供内容、記載がなくて申し訳ございません。内容としましては、分団名、氏名、階級、出生年及び性別となっております。

最後に、資料7-9は公民館の公民館運営等に係る業務で、刑事訴訟項に基づき捜査に必要があるものとして、千葉県市川警察署へ住所等、記載してあります項目を回答したものととなります。こちら、公民館に関連した方に対して、過去から特定の個人の方から直接苦情等のメール等があり、被害届が出されたため照会されたもので、それについて回答したものととなっております。

報告は以上でございます。

**【石居委員長】** ありがとうございます。

御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

**【中川委員】** ありがとうございます。

目的外利用について、旧条例の規定に基づいてということですが、運用上、捜査機関等に目的外利用、目的等を聞いていただくという必要な運営されていると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それで、併せて質問なんです、この目的外等の届出書が今後も出されるけれども、審議会への報告についてはどのような取扱いになるという話。

**【事務局】** 旧条例から引き続きまして、ここは引き継いでおりますので、審議会のほうには御報告をさせていただくという形となっております。

**【中川委員】** 了解しました。

**【事務局】** 令和5年度以降の報告は、次回、予定しております。

**【中川委員】** 承知しました。審議会のたびにこういう形になってくるというふうな運用になるということですか。

【事務局】 そうですね。

【中川委員】 承知しました。

【石居委員長】 ほかはよろしいでしょうか。

では、続きまして、報告事項の8、情報公開制度の運用状況の報告についてということをお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料No. 8を御覧ください。令和4年度の情報開示請求件数でございます。請求件数は88件でございました。令和3年度と比較いたしまして11件、11.1%の減となっております。過去3年平均が80件ですので、平均値からすると依然増加傾向にあるような状況となっております。

参考までに、令和5年9月末時点では92件となっております、大幅な件数増が現在発生しております。こちら、要因といたしましては、例年請求されるものに加えて、新しく設置された給食ステーションの契約に関するものや、第二小学校樹木移植に関するもの、第二小学校再築工事に関するもの及び国立市議会議員選挙に関するものが例年になく多数ございましたので、そういったものが要因となっております。

令和4年度で請求が多かったものといたしましては、2枚目の担当課別請求受付件数でございますが、特に中段にあります都市計画課のまちづくり審議会に関するもの、携帯基地局に関するもの、近隣住民説明会に関するもの、下のほうに移りまして、先ほど言いました新学校給食センター、現在、給食ステーションと言っておりますが、その開設準備に関するもの等がございます。あと、生涯学習課の隣にあります芸術小ホールで開催されたイベントがございまして、そちら、令和3年度で、イベントに関するものが例年にないものが出ております。また、令和3年度ではなかった選挙事務に関するものということで、こちらもそれなりの件数が発生しております。

また、1枚目に戻りますが、非開示の理由といたしまして最も多かったのは、情報公開条例第6条第1項第1号、個人情報に関わるものでございます。次に、同項第2号の法人等情報でございまして、これらが全体の大部分を占めているという状況となっております。また、不存在の理由といたしましては、保存年限を過ぎ廃棄済みとなったもの、そもそも文書等を作成していない及び請求内容のものは行っていないとの理由で不存在が発生しております。詳細につきましては、資料の3枚目以降に開示請求決定内容一覧を添付させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

また、昨年度報告した際、中村委員、岸委員から御意見としていただきましたオンライン申請についてでございますが、国立市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例が本年9月22日に施行いたしました。これを受けまして、全庁的に環境等が整ったものから順次行うこととなっておりますが、現段階では本年12月から学童保育所の入所受付を開始いたします。

情報開示及び個人情報開示請求は、昨年御意見をいただいたところではございますが、システム的な環境を含め全庁的に調整していくとともに、請求者に来ていただくメリットといたしましては、担当課と直接調整を確認をさせていただいて、その請求内容を確定するというメリットがございまして、行き違いが防げているということもございます。この点も含めまして、ただ、利便性ということではオンライン申請はもちろん多分でございますので、今後、そこら辺も検証しながら検討してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

【石居委員長】 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

では、そうしましたら、次、報告事項の9です。個人情報保護制度の運用状況の報告についてということをお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料No. 9を御覧ください。個人情報の開示請求等の件数でございます。

請求の種別といたしましては、開示請求、訂正請求、削除請求、利用等中止請求がございますが、令和4年度におきましては全て開示請求でございました。請求の件数は37件で、令和3年度と比較しまして3件、7.5%、過去3年間の平均が35件ですので、ほぼ例年の請求件数となっております。

資料の2枚目は、担当課別の請求受付件数となっております。最も多かったのは、令和3年度と同様、高齢者支援課でございます。請求内容としましては、介護認定に関する請求でございました。

非開示の理由としまして最も多かったのは、旧個人情報保護条例第14条第1項第6号の事務事業情報に関わる内容で、次に同項第3号の第三者情報でございます。

また、不存在の理由といたしましては、そもそも文書等作成していない及び請求内容の申請等が本人から出されていないとの理由でございます。

請求決定内容の詳細につきましては、3枚目以降を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

【石居委員長】 ありがとうございます。

御質問、御意見などございましたらお願いいたします。よろしいですか。

では、そうしましたら、次、10番ですが、同一類型の目的外利用等の件数等の報告についてということで、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料No. 10を御覧ください。こちらは、同一類型の目的外利用等で届出を省略するものにつきまして、年度ごとに初回のみ届出をし、年度終了後に一括して提示させていただくものとなっております。

まず、表につきまして簡単に説明させていただきます。一番右側の回数の欄、\*となっているものがございます。これは、随時閲覧等による利用で、ログの解析等を行わないと件数の把握ができないものを示しております。

その隣の左記以外の提供先ですが、1ページ7行目に「有」と記載しているものがございます。こちらにつきましては、初回の届出の提供先と異なる提供先がある場合を示しております。例えば滞納整理のため、収納課に対して各自治体等から照会があった場合や、犯罪等の捜査のため法に基づく警察署への提供がございます。

令和3年度以降で新たなものといたしましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う給付金等の支給事務のため、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第11条に基づくものがございました。

外部提供で特に件数が多いものとしまして、9ページのNo. 64にございます市民課の戸籍業務、住民基本台帳業務で、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づいた警察署への提供というものがございます。令和4年度では485件で、令和3年度641件に対し156件、24.3%ほど減少しております。

そのほかで多いものとしましては、同ページ、No. 66の収納課の滞納整理業務として、地方税法第20条の11に基づきます各自治体への提供や、10ページのNo. 80の市民課の拠出年金業務の生活保護法第29条の規定に基づき市の福祉事務所に提供したものがございました。

多いところは例年と変わらずというような形となっております。

報告は以上でございます。

【石居委員長】 ありがとうございます。

御質問、御意見などございましたらお願いいたします。よろしいですか。

では、こちらも以上ということにしたいと思います。

これで報告事項は全て終了ということでよろしいでしょうか。

その他、日程調整とかはございますか。

【事務局】 ほかは次回の日時の御案内になります。

先、よろしいですか。

【石居委員長】 そうですね。

【事務局】 次回の審議会の予定でございます。1月18日水曜日10時からをお願いしてございます。3階の教育委員室になります。ウェブの調整も、ちょっと今、機材の調整をしておりますので、整いましたらまた開催通知と一緒に御案内をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただければと思います。

次回の開催につきましては、以上でございます。

【石居委員長】 ありがとうございます。

【岸委員】 1月18日木曜日。

【事務局】 すみません、木曜日でございます。申し訳ございませんでした。

【石居委員長】 18日木曜日、木曜の10時から。よろしくお願いいたします。

それでは、186回の日程調整のほうに行きたいと思っております。

(以下、日程調整)

【石居委員長】 2時間を超えてしまいましたありがとうございます。これで、184回の国立市情報公開及び個人情報保護審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —